

はじめに

本報告書は、電気通信紛争処理委員会令（平成 13 年政令第 362 号）第 14 条の規定に基づき、平成 24 年度における電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の活動状況を総務大臣に報告するものである。

平成 24 年度においては、平成 23 年度から委員会が扱う紛争対象として追加された「ケーブルテレビ事業者等による地上テレビジョン放送の再放送同意に関する紛争」について、初めて総務大臣から諮問があったところであり、業務の範囲が拡大したことによって、委員会の果たす役割はますます大きくなった。

このような中、委員会においては、迅速・円滑な紛争解決のために、効果的な紛争処理活動に取り組んできたところである。

その他、平成 24 年度には、地上テレビジョン放送の再放送同意に関する事案 2 件のあっせん申請があり、事業者相談窓口における相談対応を 7 件行った。

さらに、関係事業分野の動向把握のための情報収集に努めるとともに、周知活動等にも取り組んだ。

本報告書では、第 I 部に委員会の運営状況を、第 II 部に紛争処理の状況を、第 III 部に委員会のその他の活動状況等を取りまとめている。

平成 25 年 4 月 24 日
電気通信紛争処理委員会